

平成27年12月16日
教育課程部会
特別支援教育部会
(第3回) 資料5-2

障害者理解の促進や交流及び共同学習について(参考)

○中教審初中分科会報告概要(交流及び共同学習の充実について)

3. 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

(2)「基礎的環境整備」について

- 改正障害者基本法の理念に基づき、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に学ぶことができるように配慮する観点から、交流及び共同学習を一層推進していくことが重要である。また、一部の自治体で実施している居住地校に副次的な籍を置くことについては、居住地域との結び付きを強め、居住地校との交流及び共同学習を推進する上で意義がある。居住地校交流を進めるに当たっては、幼児児童生徒の付き添いや時間割の調整等が課題であり、それらについて検討していく必要がある。また、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習も一層進めていく必要がある。

4. 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進

(3)交流及び共同学習の推進

- 特別支援学校や特別支援学級を設置している学校における交流及び共同学習は必ず実施していくべきであるが、特別支援学級を設置していない学校においても、交流及び共同学習以外の形であっても何らかの形で、共生社会の形成に向けた障害者理解を推進していく必要がある。
- 特別支援学校と幼・小・中・高等学校等との間で行われる交流及び共同学習については、双方の学校における教育課程に位置付けたり、年間指導計画を作成したりするなど交流及び共同学習の更なる計画的・組織的な推進が必要である。その際、関係する都道府県教育委員会、市町村教育委員会等との連携が重要である。また、特別支援学級と通常の学級との間で行われる交流及び共同学習についても、各学校において、ねらいを明確にし、教育課程に位置付けたり、年間指導計画を作成したりするなど計画的・組織的な推進が必要である。

○交流及び共同学習の推進に当たっての留意事項（学習指導要領解説より）

◇留意事項

① 計画的、組織的に継続した活動を実施

- 双方の学校同士が十分に連絡を取り合う。
- 指導計画に基づく内容や方法を事前に検討する。
- 一人一人の実態に応じた様々な配慮を行う。

② 二つの側面を分かちがたいものとしてとらえ、推進

- 相互の触れ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面
- 教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面

③ 交流及び共同学習の内容の工夫

- 学校行事やクラブ活動、部活動、自然体験活動などを合同で行ったり、文通や作品の交換、情報通信ネットワークなどを活用してコミュニケーションを深めたりする。
- 児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態に応じて、地域の様々な人々と活動を共にする機会を増やしていくことについても配慮。

学習指導要領等の該当ページ
・解説 総則等編 幼小中
幼：P99～100、小中：P183～186
・解説 総則等編 高：P109～112

○「交流及び共同学習ガイド」

文部科学省では、小学校、中学校等における障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習が積極的に取り組まれるように、「交流及び共同学習ガイド」を作成し、文部科学省ホームページに掲載しています。

○「交流及び共同学習ガイド」(文部科学省ホームページ内)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/010/001.htm

「交流及び共同学習ガイド」目次

第1章 よりよい交流及び共同学習を進めるために

1. 交流及び共同学習の意義
2. 教育課程とのかかわり
3. 障害のある子どもの理解
 - (1) 視覚障害
 - (2) 聴覚障害
 - (3) 知的障害
 - (4) 肢体不自由
 - (5) 病弱・身体虚弱
 - (6) 言語障害
 - (7) 情緒障害・自閉症
 - (8) LD(学習障害)
 - (9) ADHD(注意欠陥多動性障害)

第2章 交流及び共同学習の展開

1. 関係者の共通理解
2. 組織づくり

3. 指導計画の作成

4. 事前学習

5. 交流及び共同学習の実際

6. 事後学習

7. 評価の方法

8. 実施上の留意点

9. 事例

- ・小学校と特別支援学校(知的障害)との交流及び共同学習
- ・小学校と特別支援学校(肢体不自由)との交流及び共同学習
- ・小学校と特別支援学校(病弱)との交流及び共同学習
- ・小学校の通常学級と特別支援学級(情緒障害)との交流及び共同学習
- ・小学校の通常学級と特別支援学級(知的障害、情緒障害)との交流及び共同学習—学校給食を通して—
- ・中学校と特別支援学校(視覚障害)との交流及び共同学習
- ・中学校の通常学級と特別支援学級(知的障害)との交流及び共同学習
- ・特別支援学校(聴覚障害)と中学校との交流及び共同学習—一部活動を通して—

10. 事例・写真提供校

(H20作成)

○ 交流及び共同学習の実践(例)

○千葉県総合教育センター「交流及び共同学習実践ガイド」より作成(居住地校交流の例)

特別支援学校の重複学級在籍の4年生。保護者の方は、地域の方に我が子のことを知ってもらいたいという願いで、幼い頃から小学校の運動会を見学していた経緯もあり、居住地校交流につながった。交流の実施にあたっては、運動会の応援だけではなく、友だちと共に参加できるよう体育の授業交流も行くと同時に、聴覚からの情報入手が得意であることを踏まえ、音楽の授業交流も行った。

特別支援学校小学部



居住地小学校

教育課程上の位置付け	「自立活動」	「体育」「音楽」「図工」
目標 「交流及び共同学習のねらい」	「個別の指導計画」から ・語彙を増やし、それを使って人に要求したり、人とのかかわりを楽しんだりする等の自己表現力を養う。	・小学校児童と特別支援学校児童が、同じ活動に取り組むことにより、同じ地域で暮らす仲間として理解し合い、共に生きる気持ちを育てる。
打ち合わせ	特別支援学校の担任が小学校へ行き、本人、保護者の要望及び本人の様子を伝えた。以降電話やFAXで密に連絡をとり、保護者との連携も深める。	
事前の準備	自己紹介カード・「みなさんにおねがい」作成 小学校参観や紹介VTRを視聴する。	自己紹介カードの紹介、掲示で理解を深める。 前年度からの引き継ぎ資料も活用する。
交流及び共同学習の実践例	<p>「音楽」・・・歌や手作り楽器で授業参加。 「図工」・・・紙や糊を使い友だちと作品を作る。</p> <p>「体育」・・・運動会練習を通して当日の見通しと大きな集団でも力を発揮できるようにする。</p> <p>「運動会」・・・綱引き、踊り、応援に参加。好きな音楽の力を発揮し、応援歌を歌う。</p>	

成果

- 交流2年目、学期に2回の継続した活動で、小学校の児童や環境になじみ笑顔が増えた。
- 授業や行事での交流及び共同学習を通し、交流や相互理解につながり、かかわる場面も増えた。
- 学校と保護者とのきめ細やかな連絡調整で、連携が強化した。

○副次的な籍について

(平成24年中央教育審議会初等中等教育分科会報告 参考資料25)

参考資料:副次的な籍について

	東京都	埼玉県	横浜市
名称	副籍	支援籍	副学籍
定義	<p>・都立特別支援学校小・中学部在籍の児童生徒が、居住地域の小・中学校に副次的な籍をもち、<u>直接交流(※1)や間接交流(※2)を通じて、居住地域とのつながりの維持・継続を図る制度。</u></p> <p>※1:小・中学校の学校行事や地域行事等における交流、小・中学校の学習活動への参加等 ※2:学校・学級便りの交換、作品・手紙の交換、地域情報の提供等</p>	<p>・ノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進する観点から、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒と一緒に学ぶ<u>機会の拡大を図るとともに、障害のある児童生徒に対するより適切な教育的支援を行うため、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づき、必要な支援を在籍する学校又は学級以外で行うための仕組み。</u></p>	<p>・ノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進する観点から、特別支援学校の児童生徒と小中学校の児童生徒と一緒に学ぶ<u>機会の拡大を図るとともに、特別支援学校の児童生徒に対する必要な教育的支援を居住地の学校においても行うための仕組み。</u></p> <p>・直接交流のみを対象とする。</p>
目的	<p>・乳幼児期及び卒業後は地域サービスを受けるなど居住地域とのつながりがあるが、<u>学齢期でも地域とのつながりを維持・継続することが必要であり、そのための一方策。</u></p> <p>・両校在籍者の他、教員や保護者への障害理解や相互理解が深まる。</p>	<p>・障害のない子どもは、「心のバリアフリー」を育む。 ・障害のある子どもは、「<u>社会で自立できる自信と力</u>」を育む。特に特別支援学校に在籍する子どもは、<u>地域との関係を深める。</u></p>	<p>・共に学び育つことができる体制づくりを進め仲間意識を育てる。 ・障害のある子どもは、<u>社会で自立できる力を育むとともに、地域との関係をより深める。</u> ・障害のない子どもは、「心のバリアフリー」を育む。</p>
対象	<p>・原則として都立特別支援学校小・中学部在籍者の希望する全員。 ・直接交流は、 ①特別支援学校小・中学部在籍者のうち、校長、保護者、主治医等が協議し実施可能と判断し、 ②地域指定校と協議し校長の了解が得られ、 ③交流に関わる送迎や授業中の支援について保護者等の協力が可能な者</p>	<p>・特別支援学校在籍者に限らず、小中学校在籍者で障害により特別な支援を要する者も可能。 ・保護者の申し出を受け、校内で対象者を調整の上、<u>先方の学校との間で支援籍実施校連絡会議(両校の校長・コーディネーターによる)等の打合せを経て、支援籍取得が決定される。</u></p>	<p>・市立特別支援学校小・中学部在籍者のうち、居住地域の市立小中学校における交流教育の実施を保護者が希望する者。</p>
教育課程上の位置付け	<p>・「個別の指導計画」に基づく。 ・「特別活動」又は「各教科等を合わせた指導」への位置付け。</p>	<p>・「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づき在籍校の教育的支援を補完。 ・児童生徒のニーズに応じて「特別活動」「自立活動」「<u>教科学習</u>」等へ位置付け。</p>	<p>・「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づく。 ・在籍校の教育課程に位置付ける。</p>
付添い	<p>・直接交流は保護者の付添いが原則。</p>	<p>・支援籍学習に係る通学においても在籍校の学校管理下として取り扱う。付添いが必要なケースが多いことから、安全上の配慮をしつつ、可能な限り福祉制度やボランティアの活用が図れるよう支援し保護者負担の軽減に配慮。</p>	<p>・副学籍校への登下校は保護者の責任。 ・副学籍校内における指導は在籍校教員が実施するのが原則。在籍校教員ができない場合には保護者が付き添う。ただし、状態によっては教育上の見地から、両校及び保護者の了解のもと、副学籍校内での付添いを行わないことも認められる。</p>
実施率	<p>・平成19年度 29.4%(小・中学部) ・平成20年度 39.9%(小・中学部) ・平成21年度 38.0%(小・中学部)</p>	<p>・小・中学部:13.7%(実施した市町村の割合:95.3%) ・一人当たり平均回数:3.21回【H21年度】 ・実施した特別支援学校の割合:96.7%</p>	<p>・小学部:42%、中学部:8%【H22.8.1】 ・直接交流のみ</p>

○交流及び共同学習の実践(例)

○京都市立桃陽総合支援学校

(平成23～25年度文部科学省「学びのイノベーション事業」実証研究校)

病院内に設置する分教室に在籍する児童生徒について、ICT環境を活かして特別支援学校(本校)と共に学習する機会の確保する取組や、入院する以前の前籍校とテレビ会議システムを使った交流及び共同学習の実践を行った。

(テレビ会議システムを活用した前籍校との交流)

テレビ会議システムを使って放課後に前籍校の友人や担任の先生と画面を通して再会し、現在の様子を伝えた。また、児童生徒が前籍校へ安心して復帰できるよう、学校での活動の様子を見たり、授業に参加し、画面を通じて質問や意見発表をするなどの機会を設けた。



○交流及び共同学習の実践(例)

○インクルーシブ教育システム構築モデル事業

学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進 (平成27年度～)

障害のある子供とない子供が障害者スポーツの楽しさを共に味わい、障害のある人の社会参加や障害に対する理解を深めることにつながるような取組を推進。

(平成27年度実施計画書の内容の一部)

委託先	内容(予定)
京都市	<ul style="list-style-type: none">・人権学習等の機会を利用して障害者スポーツのアスリートを招へいし、競技の紹介や体験を交えてスポーツ交流の意義について学ぶ。・特別支援学校と近隣の小学校等で、障害者スポーツの競技である「卓球バレー」や「フロアバレーボール」などのスポーツを切り口にした交流及び共同学習を実施。(特別活動、総合的な学習の時間、体育、道徳等に位置づけ)
埼玉県秩父市	<ul style="list-style-type: none">・特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習において、障害者スポーツの競技である「ボッチャ」を実施。・保護者や地域住民に向けて、パラリンピックについて知るための講演会を開催し、障害者スポーツへの関心を高める。

○ 障害者理解に関する取組(例)

「障害理解教育のための指導プラン」・障害理解教育全体計画の例(宮城県総合教育センター特別支援教育グループ
(平成27年3月)

学校教育目標	健全で豊かな心を持ち、優しく、正しく、たくましく生きる児童の育成		
障害理解教育目標	○学校教育活動全体を通して、互いを尊重し、共に学ぼうとする人間関係を育成するための指導の充実 ○障害の特性や障害のある人の立場を理解し、共により良く生活するための方法や工夫について考え、行動しようとする態度の形成に向けた指導の充実。		
目指す児童像	低学年	中学年	高学年
	○互いの良さや違いに気付き、みんなで助け合って活動できる児童	○障害について学習したことを基に、障害のある人と一緒に活動できる児童	○障害のある人の気持ちに寄り添って、主体的に行動できる児童
学級経営における重点目標	低学年	中学年	高学年
	○自分や友達の良いところに気付き、一緒に仲良く生活することができる学級	○互いの良さや違いを認め合い、協力して生活することができる学級	○一人一人の思いや願いを大切に、信頼し協力し合っている学級

総合的な学習の時間,特別活動,道徳,各教科に関する指導の重点目標

領域	低学年	中学年	高学年
総合的な学習の時間	<特別活動> ・交流及び共同学習を通して、障害のある人の存在に気付き、一緒に楽しく活動しようとする態度を育てる。 ・自分や友達の良いところに気付き、仲良く生活しようとする態度を育てる。	・障害のある人との交流や障害疑似体験を通して、障害を身近なこととして考え、相手の気持ちを考えて行動しようとする態度を育てる。	・福祉体験やボランティア活動を通して、障害のある人や高齢者の気持ちに寄り添い、自分でできることを考えて行動しようとする態度を育てる。
特別活動		・自分や友達の良さを知り、互いに認め合いながら生活しようとする態度を育てる。	・自分や友達の長所を理解するとともに、互いに協力し合いながら生活しようとする態度を育てる。
道徳	・友達と仲良くし、助け合おうとする心情を育む。 ・障害のある人の存在に気付き、温かい心で接しようとする態度を育てる。 ・お世話になっている人の存在に気付き、感謝する心を養う。	・友達と互いに認め合い、助け合おうとする態度を育てる。 ・障害のある人の心情を考え、親切に接しようとする態度を育てる。 ・自分を支えてくれる人の気持ちを考え、感謝する心を養う。	・友達との信頼関係を深め、互いに協力しようとする態度を育てる。 ・障害のある人や支える人の心情に寄り添い、思いやりをもって関わろうとする態度を育てる。 ・差別や偏見をもつことなく公平,公正に接する心を養う。
各教科	・バリアフリー等に関する学習を通して、障害のある人に対する関心をもつことができるようにする。	・バリアフリー設備や盲導犬に関する学習を通して、障害のある人の生活や支援について関心をもつことができるようにする。	・人権の尊重や住みやすい社会について考えると、自分や友達を大切にしようとする心情を育てる。